

平成24年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成24年3月28日 午前10時00分 開会
午後 5時14分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第122条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	松 浦 住 憲
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	吉 川 正 隆
保健福祉部長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上下水道部長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 13番 川 西 茂 一

7. 議事日程

日程第1 議第4号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定することについて

- 日程第2 議第5号 葛城市地域振興基金条例を制定することについて
- 日程第3 議第7号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第8号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第9号 葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第13号 葛城市火災予防条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第17号 平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 議第6号 葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて
- 日程第9 議第10号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第11号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第15号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議第16号 平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第13 議第18号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第3号 市道の認定について
- 日程第15 議第12号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第14号 平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第17 議第19号 平成24年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第18 議第20号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第21号 平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第22号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第23号 平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第24号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第25号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第26号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第27号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第28号 平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第27 発議第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書
- 日程第28 発議第2号 「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書
- 日程第29 発議第3号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書

日程第30 発議第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

日程第31 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました3つの常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況についてご報告を願います。初めに、総務文教常任委員会より報告を願います。

7番、藤井本君。

藤井本総務文教常任委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、本委員会の所管事項の調査であります、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについてご報告いたします。

委員会は、平成24年3月16日に開催し、審査をいたしております。

初めに、葛城市学校給食センターについてであります。これまでの委員会において、委員より、計画されている給食センター建設予定地について、もう少し議論を必要とする意見があったことから、閉会中の審査を行い、都市計画マスタープランのクライナガルテンの整備予定地へ給食センターを建てることについては、都市計画法上問題はないという説明がありました。そして、今回再度理事者より今回の建設予定地を選んだ理由、経緯などについて説明がございました。

この説明に対し、今回の建設予定地に給食センターを建てるとなると、既に建っているものを壊して建てることになるが、市民の理解を得られるのかとの問いがあり、既存の建物は相当傷んでおり、利用するには多額の改修費を必要とすること、また、今葛城市が抱えているさまざまな給食の問題や、開発公社が保有している土地の有効活用などを対極的に見て、この事業が合併特例債を使いながら進めていける有効な利用方法であると思うのでご理解いただきたいという答弁がありました。

また、給食は子どもたちにとって、100%安全なものでなければならないので、その建設に当たっては、十分な安全の確認、また、給食の処理能力など、建設に当たっては慎重に取り組むべきと考えるがという問いに対し、食の安全ということについては、当然のことながら、万全を期して計画段階から検討し、処理能力についても再度現在の両センターの状況、将来的な児童数の推移など、細かく検討していきたいという答弁がありました。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてであります。理事者より、現在の進捗状況、また、今後の予定について、工程計画（案）を示して説明がありました。この説明に対し、本事業の土木建築の工事発注形式をどのように考えておられるのかという問いがあり、開発による造成部分が少ないと見込まれることから、土木建築一括での発注を考えているが、1日も早い完成を願っておられる保護者、園児の思いを考えると、分割発注の方が早くできるのであれば、それらも比較検討していきたいという答弁がありました。

また、新しく建替えられる幼稚園の図面について、簡単なものでよいので早く示していただきたい。いつごろになるかという問いに対し、まずはイメージ図的なものができ次第お示

しさせていただきたいという答弁がございました。

委員会といたしましては、これらの2つの所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 次に、民生水道常任委員会より報告願います。

8番、吉村君。

吉村民生水道常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、本委員会の所管事項の調査であります、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についてご報告いたします。

委員会は平成24年3月14日に開催し、審査をいたしております。

本件につきましては、理事者側より、前回の委員会以降の状況報告として、當麻クリーンセンター解体に伴う仮事務所の設置について、風呂設備の整備が残っていたが、12月19日月曜日より使用可能となり、業務は支障なく運営されているとの報告を受けました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 最後に、都市産業常任委員会より報告願います。

10番、溝口君。

溝口都市産業常任委員長 議長のお許しを得ましたので、本委員会の所管事項の調査であります、地域活性化事業新道の駅建設事業についてご報告いたします。

委員会は平成24年3月15日に開催し、審査をいたしております。

本件につきましては、理事者側から、新道の駅設立委員会の活動についての報告とともに、前回開催の委員会以降、進捗した内容は特になく、できるだけ早く株式会社等の法人組織に移行できるように、新道の駅設立委員会で協議していきたいという報告を受けました。

委員会といたしましても、本所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、都市産業常任委員会所管事項の調査報告といたします。

西川議長 本定例会中に開催されました3つの常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより、議案審議に移ります。

日程第1、議第4号から日程第7、議第17号まで、以上7議案を一括議題といたします。

本7議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、藤井本君。

藤井本総務文教常任委員長 去る3月9日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました8議案につきまして、16日午後1時より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

そのうち、ただいま上程されております議第4号、議第5号、議第7号、議第8号、議第9号、議第13号及び議第17号の7議案について、審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第4号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、選挙告示後、どのようなスケジュールで選挙公報が発行されるのかという問いに対し、告示日の午後5時の候補者届出締め切り後、定数以上の立候補者がある場合、選挙管理委員会にてくじ引きを行い、各候補者の公報紙への掲載順を決定し、すぐに提出いただいた原稿、写真などを印刷業者に届け、印刷を行う。納品については、翌日の夕方から、翌々日の午前中に届けてもらえるよう、仕様発注を考えている。その後、選挙期日2日前までに、有権者各世帯へ配付するという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号、葛城市地域振興基金条例を制定することについてであります。

質疑では、地域振興基金を設置するに当たって、合併特例債をソフト的な事業として利用できるということはどこで決められているのかという問いに対し、合併当時の旧合併法の11条の2で、合併特例債を活用した合併支援というところで位置づけられており、これに基づくものであるという答弁がありました。また、第3条の最も確実かつ有利な保管、また、同じく、有価証券とはどういったものかという問いに対し、当該基金については全て現金であり、その現金の管理についての条文である、その保管については最も確実である定期預金への積立を予定している。また、他団体では、国債や外国債など、いろいろ活用されているところもあるが、本市ではそのような運用は行っていないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正による葛城市のたばこ税及び市民税への影響額はという問いに対し、たばこ税については、これまでのたばこ1,000本当たりの税収が旧3級品以外で4,618円から、今回の条例改正により644円、率にして13.94%アップすることから、平成24年度予算要求額をもとに試算すると、平成25年度に約3,000万円の増収が見込まれる。市民税では、退職所得控除10%の廃止に伴う影響額は、平成22年度決算額をもとに試算すると、130万4,000円、0.7%の増収になる。また、個人市民税均等割が現行の3,000円から3,500円になることによる影響額は、平成24年度予算要求時の納税義務者数をもとに試算すると、平成26年度からは800万円の増収が見込まれるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正の内容からすると、教育委員会が委嘱する審議会の委員には議員は含まれないと考えるが、どのように考えられているのかという問いに対し、議員は市民の代表であり、いろいろな専門的知識などを持ち合わせておられることから、学識経験を有するものとして現在も参画いただいている。また、これまでも社会教育法に基づいて議員には審議会に参画いただいております、今後も今の形同様に進めさせていただきたいという答弁が

ありました。

また、この答弁に対し、一般的に言う学識経験者と議員とは別であり、議員を必要とされるのであれば、どこかに別に定めておかなければならないと思うがどうかという問いに対し、今後規則等で規定を設けることを考えていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号、葛城市火災予防条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正で消防法に規定されている危険物が新たに追加され、当該新規対象危険物を有する市内の事業所への指導とはどういったものかという問いに対し、3つの事業所へそれぞれ立入検査を行った結果、実際には所有していなかった事業所が1件、指定危険物から外れるジェル状の漂白剤を所有していた事業所が1件、実際に25キログラム所有していたが、メーカーから性状試験などの結果、この物が非危険物であるというデータをいただいている事業所が1件あった。現在、葛城市では、今回の条例改正により指定された危険物を所有する事業所はなかったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第17号、平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されていますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

以上です。

西川議長 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第4号は原案のとおり可決されました。
日程第2、議第5号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第5号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第5号は原案のとおり可決されました。
日程第3、議第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第7号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第7号は原案のとおり可決されました。
日程第4、議第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第8号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第8号は原案のとおり可決されました。
日程第5、議第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第6号から日程第13、議第18号まで、以上6議案を一括議題といたします。

本6議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、吉村君。

吉村民生水道常任委員長 去る3月9日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました7議案につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

そのうち、ただいま上程されています議第6号、議第10号、議第11号、議第15号、議第16号及び議第18号の6議案について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第6号、葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、条例制定による効果についてはという問いに対し、水道事業の利益剰余金及び資本剰余金の処分及び欠損の処理について、必要なことを定めることにより、水道事業の財政的基盤を確立し、健全な運営に寄与することを目的としている。この条例の制定により、運営の自由度は高まるが、決定の責任が重くなってくる。今後も安全、安心、そして安定運営に努力していくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、保険料率の所得区分について、合計所得金額を200万円から190万円に引き下げる改正の根拠と影響はという問いに対し、介護保険法施行規則改正によるもので、平成23年4月1日現在の被保険者数で101名の方が1段階上がり、合計124万円の増額になる。一方、第3段階のうち、1段階特例を設けることにより、382名が年5,000円引き下がることで、合計191万円の減額となり、差し引き約67万円の減額になるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてであります。

周知の方法についての質疑があり、資源ごみの所有権等についての啓発として、ステーションに看板設置や広報、区長会等の関係団体にもお知らせすることにより、条例改正の効果が出るよう周知を図ってほしいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、一般被保険者療養給付費が5,000万円増額補正計上されているが、計算根拠はという問いに対し、当初月平均1億6,500万円 で年19億8,000万円予算を計上していたが、実績で10カ月平均1億6,678万6,000円かかっており、178万6,000円多くなっている。直近の12月診で月1億8,365万4,000円かかっており、今後2カ月平均1億8,300万円見込むと、20億2,706万1,000円かかることになり、不足分5,000万円の増額補正が必要になったという答弁がありました。

また、人間ドック等健診者はまだ少ないと思うが、医療費抑制等、今後の国保事業会計の考え方はという問いに対し、特定健診や人間ドック、予防接種等、予防医療で病気にならないように啓蒙、啓発していくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号、平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、居宅介護サービス給付費7,930万2,000円減額補正の内訳と、当初見込みとの比較はという問いに対し、訪問ヘルプサービスを当初6万9,800回見込んでいたが、平成23年度見込みが5万500回に下がったことによるものと、訪問介護が計画の73.1%の利用見込みになることが主な理由であるという答弁がありました。

また、介護予防サービス計画給付費200万円の増額補正の内容はという問いに対し、第4期の計画値の見込み数が年間2,678名だったが、3,250名の利用実績が見込まれるためと、要支援の認定者が増えていることによるものであるという答弁がありました。

また、特定入所者介護サービス費700万円の増額補正の内容はという問いに対し、年間見込み数が月平均590万円だったが、実績が月平均650万見込まれるためと、負担限度額認定者が平成24年1月末で281名となり、昨年同時期の246名より増えていることによるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されましたことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第8、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第10号は原案のとおり可決されました。
日程第10、議第11号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第11号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第11号は原案のとおり可決されました。
日程第11、議第15号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第15号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第15号は原案のとおり可決されました。
日程第12、議第16号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第16号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第16号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第18号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第3号及び日程第15、議第12号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

10番、溝口君。

溝口都市産業常任委員長 去る3月9日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました3議案につきまして、15日午後2時より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その内容、ただいま上程されております議第3号、議第12号の2議案につきまして、審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第3号、市道の認定についてであります。

質疑では、今回市道認定する路線については、現在水路が通っているが、水路部分は道路の中に含まれるのかという問いに対し、水路部分については、地元と協議させていただき、ボックスカルバートを使用して道路の中に含まれる形態にするという答弁がありました。

賛成の討論があり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、市営住宅に入居しているものの、死亡などで世帯状況が変わった場合、その死亡時に同居していた家族が引き続き市営住宅に居住することはできるのかという問いに対し、引き続き市営住宅の居住を希望する場合、収入等の基準確認を行い、市長の承認を得てもらう必要があるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会へ付託されました議案についての報告といたします。

西川議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第14号議案を議題といたします。

本案は3つの常任委員会及び2つの特別委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

7番、藤井本君。

藤井本総務文教常任委員長 ただいま上程されております議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、今回の補正では、歳出では8億600万円を基金に積み立て、歳入では年度当初予算に繰り入れた基金のうち、4億6,000万円を繰り戻されているが、このような結果に至った経緯について説明をいただきたいという問いに対し、市税全体で2億円余り、地方交付税で約4億4,000万円の増収、前年度からの繰越金などを含めると、当初予算よりも約10億円を超える財源が見込まれる。また、年度途中の予算の執行状況、年度中に確定した一般財源などは、おおむね決算見込みに近い金額であると認識することから、まず、年度当初に取り崩した基金4億7,000万円を繰り戻し、残りを財政調整基金へ積み立てることとなったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

8番、吉村君。

吉村民生水道常任委員長 ただいま上程されております議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、民生水道常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、住宅手当緊急特別措置事業給付金が380万円減額計上されているが、計算根拠はという問いに対し、平成23年度当初、単身7世帯、複数7世帯の計14世帯を予算計上していたが、リーマンショック後の景気対策により、若干持ち直し、現在で単身1世帯、複数7世帯の計8世帯の申請があり、収入増等による給付の中止で、長期支給期間が減少し、380万円の減額補正を計上しているとの答弁がありました。

また、子宮頸がん等予防接種委託料が2,400万円減額計上されているが、その理由はという問いに対し、子宮頸がん等予防接種委託料の内訳として、子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの3種類あり、子宮頸がん予防ワクチンは当初中1から中3まで対象としていたが、経過措置により、高1までを対象としたことにより、366名の見込みより25名増の391名が実績見込みとなり、約100万円増額計上している。ヒブワクチンについては、18%の接種率で1,400万円の減額計上、肺炎球菌ワクチンについては21%の接種率で1,100万円の減額計上としている。これらについては、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンが同時接種になってから、全国で死亡例が10例程度あり、因果関係はないと言われているものの、不安視されていると思われることと、2カ月児から7カ月児のBCG、ポリオ、三種混合ワクチン等の定期接種があるため、任意の接種が控えられたことが原因と考えられる。その結果で差し引き合計2,400万円の減額計上となったとの答弁がありました。

また、一般廃棄物焼却処理委託料が640万円減額計上されているが、内容はという問いに対し、新庄クリーンセンターで24時間の操業に耐えられるようにする改修工事の期間、他市町村に焼却を委託する費用として、当初予算において、16トン掛ける40日で960万円の予算を計上していたが、2週間程度の工事で済んだため、640万円減額計上しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

次に、都市産業常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

10番、溝口君。

溝口都市産業常任委員長 ただいま上程されております議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、都市産業常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、農林商工費の中の中小企業資金融資保証料補給金及び利子補給金について、融資の申し込み状況について教えてほしいという問いに対し、平成23年度については、3億円の融資枠を設け、現在46件の申し込みがある。うち融資が確定しているのは35件である。申し込みの件数は前年度より増えているが、融資額についてはまだ3億円の枠まで至っていない

い状況であるという答弁がありました。

また、平成22年度から平成23年度に繰り越した土木費について、現在全て執行されているのかという問いに対し、繰り越した土木費の一部については、未執行のため交付金を国に返還した部分がある。合併特例債の期限が迫っている中、事業が完遂できるよう努力していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で、当委員会の関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

次に、新クリーンセンター建設事業特別委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

13番、川西君。

川西新クリーンセンター建設事業特別委員長 それでは、議長の命によりご報告をいたします。

ただいま上程されております議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、新クリーンセンター建設事業特別委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、用地購入について、当初の半分の面積で減額ということだが、完了したということかという問いに対して、道路用地、一部駐車場用地等の購入を考えているという答弁があり、さらに、減額しないで繰り越しをすればよいのではないかという問いに対し、用地交渉については見込みがつかないところもあり、協議が整い次第、計上させていただくという答弁がありました。

また、補償金500万円が計上されているが、その中身はという問いに対し、竹内地区の国道からの進入路が既存の小屋との3メートルの段差がつくため、かさ上げのための建物撤去の費用であるという答弁があり、さらに、道路用地として借用予定であった大字當麻が管理している土地の耕作権もあり、賃貸借の補償ではなく、土地購入すべきではないかという問いに対し、耕作権等については更に確認を行い、土地購入に向けて努力させていただきたい。しばらく予算執行については保留させていただくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で、当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、新クリーンセンター建設事業特別委員長の報告は終わりました。

次に、尺土駅前広場整備事業特別委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

15番、下村君。

下村尺土駅前広場整備事業特別委員長 ただいま上程されております議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、尺土駅前広場整備事業特別委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、未契約繰越を多くされているが、処理は適正であるのかという問いに対し、用

地交渉に当たる上で、建物の移転補償を含めた用地取得のために予算を組み、繰越措置もしながら交渉に当たっているが、契約に至らない状況であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で、当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、尺土駅前広場整備事業特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

西川議長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第17、議第19号から日程第26、議第28号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井君。

赤井予算特別委員長 去る9日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました平成24年度当初予算10議案につきまして、21日、22日、23日、26日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。

歳出の総務費では、賦課徴収費の公金の取扱手数料には、本年4月から実施されるコンビニ収納に係る手数料は含まれているのか。また、コンビニ収納の対象となるものについて説明願いたいという問いに対し、コンビニでの支払いが可能となるのは、市県民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税目と、介護保険料、後期高齢者医療保

険料及び保育料の支払いが可能である。そのうち、市県民税、固定資産税、軽自動車税の3税目で年間1万1,000件の取扱いを見込んでおり、それに係る手数料70万5,000円を今回予算計上させていただいたという答弁がありました。

また、職員の人材育成費用である職員研修事業費は前年度より減額されているが、その要因はという問いに対し、本市では、新採の新人研修については毎年、市町村振興事務組合において、各市町村の新規採用職員を集めて研修を行っている。また、葛城市独自の研修として、平成23年度においては、梅乃宿や奈良県立高等養護学校など、市内外の民間企業で1週間程度の研修を行い、職員の資質の向上に努めている。そして、自己研鑽のための研修費補助金の減額は資格取得のため、これまで大学院に通っていた職員2名が卒業したため、新たにそういった志を持った職員が出てきた場合の1名分を予算に計上している。今後も新たな相談があれば、市の要綱にのっとり補助していきたい。その他、職員の研修については、庁内メール等にて職員にさまざまな研修機会を示し募集しているという答弁がありました。

また、財産管理費で、測量設計等委託料として、當麻庁舎の耐震診断委託料520万円を計上されているが、この診断結果を受けて、當麻庁舎をどのようにされるのかという問いに対し、當麻庁舎は昭和43年の建築で、昭和56年6月の新耐震基準は満たしていない。耐震補強で済むのか、建替えが必要であるのか。今回の耐震診断結果に基づき、合併時の住民との約束や地域住民の思いをしっかりと酌んで、今後どうしていくべきか内部で十分検討し、議会とも相談しながら考えていきたいという答弁がありました。

また、これまで電算システムの共同化事業に取り組み、平成24年度から具体的に運用が始まるが、これに伴う電算委託料や使用料など、前年度と比較してどの程度の経費が削減できたのかという問いに対し、共同化により減額できた費用はシステムデータ移行に伴う委託料や共同化により不要になったもの、契約差額など合計すると5,503万2,000円となる。逆に、共同化により増額となった費用は、共同化システム利用料などで3,309万4,000円となることから、差し引き2,193万8,000円が前年度と比較した共同化による経費の削減額であるという答弁がありました。

次に、民生費では、老人福祉費において、軽度生活支援事業委託料について、昨年より増額の内容はという問いに対し、在宅のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象として、事業メニューを追加し、家具転倒防止器具の取り付け作業をシルバー人材センターに委託するものである。取り付け器具は4台までで、器具代3,000円を超える分は自己負担としている。対象1,500世帯のうち、平成24年度で300世帯を予算計上しているという答弁がありました。

また、こんにちは赤ちゃん事業について、平成23年度の実績または成果はという問いに対し、平成23年4月から12月までの9カ月間で、生後4カ月の新生児がいる家庭202件のうち、民生委員が180件を訪問し、残りを保健センターの保健師が対応している。訪問時に『かつらぎっこ』という冊子をお渡しして、子育て支援センターでの支援の内容や、定期健診等の情報提供をしてみんなに見守られているという安心感を与えられるよう努めている。また、この事業の中で、子育て相談や子育て支援センター等の利用について周知をすることにより、

これらの利用者が増えているという答弁がありました。

また、市内各保育園の定員と入所者数、また、待機児童の有無はという問いに対し、平成24年度の葛城市立の保育所入所予定者数は、磐城第一保育所は定員90名に対し71名。磐城第二保育所は定員120名に対し126名。當麻第一保育所は定員90名に対し66名。私立の保育園については、平成23年10月現在の入所者数で、華表保育園は定員130名に対し134名。浄正院保育園は定員130名に対し145名。はじかみ保育園は定員110名に対して108名である。現在のところ、葛城市全体で待機児童はないという答弁がありました。

次に、衛生費では、新クリーンセンター建設について継続費を計上されているが、工事内容はという問いに対し、新クリーンセンターの3施設の建設及び敷地の造成工事及びその施工監理費を計上している。継続費総額42億2,220万2,000円の内訳として、熱回収施設で34億1,970万2,000円、リサイクルセンターの整備で2億4,000万円、剪定枝等リサイクル施設で1億5,000万円、施設の造成工事で2億1,000万円、以上の施工監理費で2億250万円である。平成24年度分予算5億7,100万円の内訳として、熱回収施設建設で3億4,100万円、施設の造成工事で2億円、施工監理費で3,000万円であるという答弁がありました。

また、新クリーンセンター建設について、平成24年度の用地購入費の計上はないが、予定はという問いに対し、平成24年度は竹内地区で3筆、556平方メートル、當麻地区で7筆、5,896平方メートルの用地購入を計画しているが、現在、建物補償の移転先も含め交渉中であり、デリケートな内容であるので、交渉の進展に伴い、補正予算で計上する予定であるという答弁がありました。

また、粗大ごみ運搬処理委託料と資源ごみ分別処理委託料について、平成23年度の経緯と24年度の内容はという問いに対し、平成23年度において、収集運搬処理業者のコンプライアンス違反により、年度途中の10月より新庄地区でシルバー人材センターに収集運搬を委託した。當麻地区は新クリーンセンター建設に伴うリサイクルセンター取り壊しにより、処理が不可能になり、市内全域分の処理を市外の業者に委託している。平成24年度は4月分のみシルバー人材センターに委託し、5月からの収集については入札により業者を選定する予定で、予算については、現在の処理単価と年間の処理所要予定量に対して計上しているという答弁がありました。

次に、農林商工費では、農業振興地域整備計画策定委託料について、計画策定の法的根拠を教えてほしいという問いに対し、国の基本指針及び県の基本方針の見直しや、農振法の改正による農地の集団性基準の引き下げ等に伴い、農振法第13条第1項の規定により計画変更を行うものである。葛城市においては、当初の計画を策定していなかったため、この機会に新たに計画策定するものであるという答弁がありました。

また、有線放送維持管理費のその他の財源内容について教えてほしい、また、當麻地区の防災無線と新庄地区の有線スピーカの普及率はという問いに対し、財源内訳は、1台3,990円の有線スピーカ60台の売払収入23万9,000円と、新庄地区の有線が当初は町と農協により設置され利用していたという経緯によるJAならけんからの一般寄附金50万円である。普及率は、當麻地区は91%で、新庄地区の有線スピーカについては市販のものを取りつけ

で使用している方もいるので、正確な数値はわからないが、設置台数6,000台と見込み、世帯数で割ると80.5%となる。また、當麻地区が無償貸与であるのに対し、新庄地区は一部自己負担をいただいている状態の中で、将来的にシステムを統一できるよう検討してまいりたいという答弁がありました。

また、農業者健康管理休養センター管理費について、現在休館状態である休養センターを有効活用できないのか。また、当初農林省の補助事業により建設したが、施設の目的外利用をする場合、国に返還しなければならない補助金の額はどういう問いに対し、運営委員会を開催し、今後の利用や財産処分等について協議していただき、有効活用できるよう考えている。現時点で国庫補助金を返還する場合の額については、返還対象を全施設にするのか、一部施設にするのか、償還基準日をどの時点にするのか等により、3,100万円から7,500万円の金額の開きがあるという答弁がありました。

土木費では、地域活性化事業について、平成24年度予算に計上されている事業の内容について教えてほしいという問いに対し、平成24年度の事業費のうち、測量設計等委託料については、現況測量や基本設計、実施設計として8,000万円計上し、工事請負費については、事業地内に通っている分水管の改良工事として4,000万円、公有財産購入費については、事業地内の用地購入費として3億5,500万円、それぞれ計上しているという答弁がありました。

また、吸収源対策公園緑地事業費について、今年度の工事箇所は。また、公園用地購入に当たって大字負担はあるのかという問いに対しては、工事箇所については、今年度は大字疋田、柿本、忍海、兵家の4カ所を予定している。公園用地購入に当たっての大字の負担については、吸収源対策公園緑地事業は、緑の基本計画に基づき、市主導の事業の中で公園整備をしていくもので、葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例に当てはまらなないと考えているが、大字疋田における用地約800平方メートルの購入については、用地費の3分の1が国庫補助金で、残りの3分の2は、本来なら市の負担となるところであるが、吸収源対策公園緑地事業の条件に該当しない大字との平等性という意味から、条例の趣旨に準じ、市負担分の2分の1を寄附金として大字に協力していただけるようお願いするという答弁がありました。

また、尺土駅前周辺整備事業費の中のバリアフリー特定事業計画策定委員報償費について、委員構成について教えてほしい。また、この特定事業計画は尺土駅前周辺に限られたものかという問いに対し、委員構成はバリアフリー基本構想推進協議会をベースに、高齢者団体、障害者団体、PTA、商工団体、施設管理者、学識経験者、公共交通管理者、公安委員会、関係行政機関、区長会等から来ていただいている。尺土駅周辺から當麻庁舎間のバリアフリー化を目指す基本構想は平成22年3月に作成しているが、今回は尺土駅前周辺部分のバリアフリー化を行う特定事業計画を委員会で検証していただき、平成24年度から着工していくという答弁がありました。

次に、消防費では、消防施設費の委託料及び補助金の内容はどういう問いに対し、委託料については、消火栓等の工事委託料であり、平成24年度は大字西室、染野、當麻、南今市の4カ所への新設工事費として360万円と、消火栓の補修1カ所分の予算50万円を計上している。

なお、工事費用の1割は地元から協力いただいている。施設整備補助金については、各大字で初期消火用具格納箱やホース、筒先などを整備された場合、その費用の3分の1を市から補助するものであり、例年の平均設置数12カ所分の補助金と消防器具の盗難が多発していることを考慮し、更に50万円を上積みして予算計上させていただいたという答弁がありました。

また、葛城市の消防の広域化についての方針は決まっているのかという問いに対し、広域化が葛城市にとって有効であることは理解しているので、葛城市単独よりも、節減しながらその広域化に向けた努力は大事であると考えている。しかし、負担割合や人員配置、救急体制など、これから詰めていかなければならないこともあり、最終的な形が市民にとって必要であると判断できれば議会にも説明申し上げ、理解を求めていきたいという答弁がありました。

また、今回の予算には防火水槽設置に係る経費が計上されていないが、大字からの要望は全て満たしたものと理解してよいのかという問いに対し、平成16年から大字要望に基づき、年に1カ所か2カ所の設置を行ってきた。今回は設置についての相談は幾つかの大字から伺っているが、現時点で用地の確保が難しいなどの問題により、要望が出されていないことから、予算計上を見送ったものであり、全ての大字に防火水槽の設置が整ったわけではない。後刻要望が出てきたときに、協議の結果、補正予算で追加させていただくこともあるという答弁がありました。

次に、教育費では、平成24年度末の市内小中学校の耐震化率という問いに対し、平成23年度末の耐震化率は91.5%であり、平成24年度の新庄小学校及び磐城小学校の体育館の耐震工事完了時点で95.7%になる予定である。また、平成25年度の忍海小学校と白鳳中学校の耐震工事が完了すると、市内小中学校の耐震化率は100%になるという答弁がありました。

また、葛城市の中学校では、4月から武道の必修科目として柔道が取り入れられることになるが、柔道に絡んだ事故が多発していることや、多くの生徒を1人の指導者で対応することへの危険性などに対し、どういった取り組みをされるのか。補助員をつけるなどの方策はという問いに対し、4月から予定している柔道の授業において、事故は絶対にあってはならないことから、受け身などの基本的な訓練を十分に行った上で、危険な寝技、掛け技の授業をする場合は、生徒全員が一斉に行くと目が届きにくいので、教師の目が届くよう、授業を工夫して進めるなど、学校長の指導や体育教員の協力のもと、安全面に最大限配慮しながら行うので、現在のところ補助員で補うことは考えていない。指導者の研修については、既に県の研修で県下の柔道を取り入れる学校の先生を対象とした研修会が開かれており、今後においてもそういった研修に参加し、学校長と連携しながら事故等が絶対ないようにしていきたいという答弁がありました。

また、スクールカウンセラー事業の内容について教えてほしいという問いに対し、現在、新庄中学校には、県から派遣されているカウンセラー1名、白鳳中学校には當麻地区の小中学生を対象にカウンセリングを行っていただいているカウンセラー1名を葛城市で雇い、配置している。さらに、経済的、家庭的、さまざまな問題も抱えている子どもたちだけでなく、悩みを持った保護者、教師も増えてきていることや、新庄中学校に派遣されているカウンセ

ラーの時間数が少ないため、両地区の子どもたちのカウンセリングを行っていただいている。また、今年度は小学校、幼稚園にも巡回臨床心理士を配置しているので、この3名体制で相談業務を行っていくことになる。その上で、子ども・若者育成支援事業の中でも就学に関する相談を受けていただくことができるので、そういう面では充実していると思われる。今後厳しい状況の中で、今の体制でよいのかどうかの検討を要する時期が来るかと思うが、平成24年度については今の体制で融通を図っていきたいという答弁がありました。

次に、歳入では、平成24年度の個人市民税、固定資産税の収入額はどのようになるのかという問いに対し、平成24年度の個人市民税では、前年比1,730万円増の14億3,300万円を見込んでいる。主な理由としては、住宅借入金の税額控除が2,800万円の減と、年少扶養控除の廃止に伴う影響額で5,000万円の増加となることが考えられる。固定資産税については、対前年比1億4,200万円減額の19億9,800万円の収入を見込んでいる。主な要因としては、土地においては評価替えや市街化区域内農地の宅地並み評価額の40%の減、土地評価の基準地価格の見直しなどが理由で、対前年比1,800万円の減。家屋についても評価替えが影響しており、対前年比4,100万円の減額を見込んでいる。償却資産においては、資産の減価と各企業の大きな設備投資が見込めないことから、8,300万円の減額を見込んでいるという答弁がありました。

また、財産売却収入の公共用地売却収入6,590万円の内容はという問いに対し、今回の売却用地については葛城市JR新庄駅東地区土地改良区画整理を行った柿本324番地、325番地、316番地の3筆で、総面積は1,199平方メートルである。売却予定価格は、昨年の区画整理組合における公売時の保留地1平米あたりの予定価格をもとにした5万5,000円の入札最低価格とし、区画割については6区画で考えている。公売の方法については、市の広報紙やホームページ等で周知を行い、入札方式で行う予定であるという答弁がありました。

次に、総括質疑では、新市建設計画の葛城市のビジョンはという問いに対し、葛城市総合計画は平成28年に見直しになるので、それにあわせながら次の10年のことも考えていかなければならないと思うが、実際のその時期により、経済状況や地方自治体に対する状況も変わってくると思うので、その状態をしっかりと把握しながら市民にとって一番よい市政というものを考えながら取り組んでいきたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、特定健康診査の事業内容はという問いに対し、平成24年度の特定健康診査受診率は目標値が65%となっている。事業内容の1つとして、クーポン券事業で、40歳から60歳までの5歳刻みの節目の方634名を対象に無料クーポン券を渡して受診勧奨を行う。また、新たな取り組みとして、6月と10月の集団健診に加えて、新規に平成25年2月に夜間に集団健診を行い、約80名の実施予定をしている。また、特定健診未受診者や新規の勧奨または特定指導のため、臨時雇用賃金で保健師1人36回、看護師1人55回、1日3時間の予定で計上しているという答弁がありました。

次に、4月から通院分にも適用される高額療養費について、制度の内容はという問いに対

し、高額療養費は今まで入院のみが対象だったが、平成24年4月1日から外来現物給付化が導入され、外来において抗がん剤等で高額な治療を受けられた方も対象になり、事前に限度額適用認定証の交付を受けていただくと、診察を受けられた医療機関で自己負担限度額までの支払いで済むことになるという答弁がありました。

次に、国民健康保険の収納率の状況と見込みについてはという問いに対し、国民健康保険の収納率は2月末現在で、平成23年度分が81.64%、平成22年度が80.87%、滞納繰越分は平成23年度が12.53%、平成22年度が13.34%ある。収納率も向上しており、見込みとしては、前年度同額以上の収納率を目指しているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号、平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、第5期介護保険事業計画が策定され、月額介護保険料はどのようになるのか。また、所得段階をどのように細分化されるのかという問いに対し、第5期介護保険料は第4期の保険料と変わらず、月額基準額を4,100円とした。また、第4期の介護保険料の所得段階は8段階であったが、第3段階の世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える者で基準額の0.75であったものが新たに120万円以下という上限の特例割合を設け、基準額の0.65、年額3万1,900円と細分化し、従来より5,000円減額となったという答弁がありました。

次に、介護給付費準備基金を取り壊した後の残額は。また、基金残高を残した理由はという問いに対し、基金残高は6,410万円となる。第5期計画においては、給付費の伸びが大きくなった場合、また、施設基盤整備の新設は見込んでいないが、県の方で採択となった場合、状況が変わることもあるため、取り崩しを想定しているという答弁がありました。

次に、保険者として、サービス事業所の実態把握をしているのか、また、トラブル等の対応はどのようにしているのかという問いに対し、地域密着型のサービスの許認可は市が行っているため、実地監査を行っている。県が指定している施設については現場に査察に行くときに市の職員も同行して指摘を行っている。また、苦情等はケアマネージャーなどを通じて市の方に連絡が入ってきており、地域包括支援センターが行うケアマネージャー連絡協議会において意見交換等をさせていただいているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号、平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、学校給食センター建設事業費について、市内2つの給食センターを統合し、新たに建設するに至った経緯はという問いに対し、新庄給食センターは改築後25年、當麻給食センターは建築後33年が経過しており、ともに老朽化が目立っていることから、当初、改修、建替えを考えていたが、市道拡幅に伴い、給食センターを移転しなければならない問題、ま

た、献立の統一、調理場のドライ方式の導入、アレルギーを持つ児童への対応等さまざまな問題から給食センターを早期に統合し、最新の設備を備えたセンターを建設することが望ましいと考えたという答弁がありました。

また、用地購入費について、大字寺口地内に建設するに至る経緯。また、大字寺口との協議はという問いに対し、建設場所については、給食を市内小中学校、幼稚園に配送するという業務があることから、市内の真ん中で幹線道路が近く、4,500食程度の調理能力のある設備が十分建設できる面積がある土地が望ましいということで候補地を考えていたが、大字寺口地内で土地開発公社が取得していた土地があり、公社から買い戻して、活用させていただこうと考えた。当該地には現在既存の建屋があり、その活用も考えたが、老朽化による改修費用、ランニングコストの面から、費用はかかるが取り壊してこの地に給食センターを建設することが望ましいという結論に至った。大字寺口との協議については、地元の役員会等で説明させていただき、建設には賛成いただいているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、貸付金回収管理組合配分金74万4,000円の内訳はという問いに対し、債権の対象者は6名で、1名は順調債権で5名は滞納債権である。5名のうち、組合交渉中が3名、うち2名は一部償還中、1名は交渉中である。あと2名のうち1名は居所不明、1名は破産宣告を受けており、不能債権となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、送迎バス運行委託料が今年度初めて計上されているが、その内容はという問いに対し、昭和60年ごろから墓地約1,200基販売されたが、購入者の高齢化等もあり、以前から送迎要望があった。本特別会計において、約2億円になっている基金もあることから、利用者還元を考えて、お盆と春、秋の彼岸の各3日間に利用者の多い地区から送迎バスを予定している。平成24年度は初めてのこともあり、購入の多い大字のアンケート結果等を踏まえ、試行的にやっていきたいという答弁がありました。

賛成討論があり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号、平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料を改定する制度であり、平成24年度はその保険料の改定の年にあたるが、実際保険料はどれぐらい引き上げられるのかという問いに対し、被保険者数の伸び率や被保険者1人当たりの医療費及び医療給付費の伸び率、そして、所得係数や後期高齢者負担率等を加味した結果、均等割額を4万8,000円から4万4,200

円に、所得割率を7.7%から8.1%に、保険料賦課限度額を50万円から55万円にそれぞれ引き上げることになる。また、この保険料率の決定に当たっては、剰余金、財政安定化基金、県からの補助金等の活用により、できるだけ増加を抑える努力をしているという答弁がありました。

また、短期保険者証の発行状況はという問いに対し、短期保険者証の交付については、前年及び前々年に賦課した保険料の総額の2分の1以上滞納している人、また、納期限を6カ月以上経過しても納付していない人、さらに文書もしくは訪問による納付相談に応じようとしない人等に対し6カ月証を年2回発行しており、現在19人に発行している。更新時に保険料の納付相談をして納付をお願いしているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第28号、平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、平成24年度の予定年間配水量のうち、県営水道からの受水量について、125万1,000立方メートルを予定水量として計上しているが、申込水量は。また、県営水道の料金の支払いについては、予定水量分を支払うのかという問いに対し、申込水量については、企業経営の厳しい現況の中、95万1,000立方メートルで申込している。残りの30万立方メートルについては、経営状態の先行きが見えない中、企業と協議し、追加分として計上させていただいた。最低契約水量ということで、年度末に支払いすることになるが、30万立方メートルのうち、追加で使用した分を支払いすることになる。また、年間配水量と年間給水量の差はどういった原因が考えられるかという問いに対し、配水管の洗管作業並びに配水管漏水に伴うものと考えている。老朽管の敷設替工事を行い、漏水対策に努めているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見・要望が出されたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。ありがとうございました。

西川議長 以上で、特別委員長の報告は終わりました。

西川議長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 3時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第17、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第19号の平成24年度葛城市一般会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度の政府予算案は税と社会保障の一体改革を先取りして、消費税の増税を前提に年金給付や子ども手当の削減で社会保障を抑制する一方で、八ッ場ダム建設再開、原発推進、軍事費増強など、浪費を更に拡大する予算となっています。年金給付の6,000億円の削減、子ども手当の削減や年少扶養控除廃止による増税など、高齢者と子育て世代の暮らしに大きな打撃を与える小泉内閣以上の社会保障の切り捨て予算になっています。コンクリートから人へ、むだを削れば財源はある、4年間は消費税を上げないと言っていたマニフェストは総崩れになっています。

平成24年度の政府地方財政計画は、通常収支分と東日本大震災分の2本立てになっています。東日本大震災分は被災地自治体のための復旧、復興事業と、被災地に限らない全国の自治体を対象にした緊急防災、減災事業となっています。地方財政計画の規模は通常収支分が81兆8,647億円、東日本大震災分が2兆4,117億円、合計84兆2,764億円。前年比1兆7,710億円の増加となっています。地方交付税は17兆4,545億円で、臨時財政対策債は6兆1,333億円、実質的な地方交付税は23兆5,878億円で、前年比551億円の微増となっています。また、上乘せ措置も前年度に準じて継続され、地域経済基盤強化、雇用等対策費として1兆4,950億円が措置されています。平成20年度以降の地方再生対策費4,000億円、平成21年度からの1兆円規模の上積みなど、地方交付税の回復、増額措置が行われてまいりました。また、平成20年度以降、毎年のように補正予算で地方支援が生まれ、昨年12月の第3次補正に続いて、この2月に第4次補正が成立したところであります。

これらの国の財政対策によって、本市の財政状況は急激に回復しています。このような財政環境の中で編成された本市の平成24年度の一般会計予算の総額は155億5,000万円。前年比7億6,800万円、5.2%の増となっています。新クリーンセンター建設を初め、新市建設事業の諸事業が本格的に着手される予算になっています。編成において個人住民税の増額は見込めるものの、交付税は東日本大震災の復興等に相当の支出を余儀なくされるとして慎重に見込まれた結果、財政調整基金積立金から3億9,700万円の繰り入れによって収支の均衡を確保しています。

さて、歳入についてであります。平成24年度の個人市民税は1億3,410万円の増収が見込まれています。給与収入が減り続けている勤労市民にとって重い負担となっています。とりわけ中小商工業者や農業者、年金生活者等の普通徴収は3,523万円と前年度より554万円、13.6%も落ち込んでいます。現下の厳しい経済情勢の中で、その影響を直接受けていることがうかがえます。固定資産税は、土地で7億2,900万円、前年比マイナス4.7%、3,600万円の減収を見込んでいます。地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が平成5年から18年連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は対処されていません。これは、平成4年4月12日、旧自治省が発した一編の通達でこれまで公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。平成

9年の評価替えのときに導入された負担水準の制度も、地下が下落しても固定資産税が下がらない原因となってきましたが、何よりも高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのであります。

現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り、支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄附金等の名による住民負担の問題であります。防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担が41万円、さらにホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担65万3,000円が予定されています。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定は、税外負担の解消を促進する趣旨で法律第226号により地方公共団体は寄附金を住民に割り当てて、強制的に徴収するようなことはしてはならないとの規定が加えられました。この法律の趣旨、目的は、元来寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず割り当てて、強制的に、またこれに相当する行為を含め、徴収することをしてはならない。このように解されており、また、国の補助事業、起債事業に関係者から寄附金を徴収することは事業の趣旨に反するものと考えます。何よりも、住民の安全や健康、福祉を保持することは地方自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されることを求めるものであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より、一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。評価できるものであります。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低く、合併時の約束をないがしろにするもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは市の仕事です。児童生徒の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で設置すべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法の施行から5年が経過しました。サービスの利用料はこれまで収入に応じた負担方式でほとんどの人が無料でサービスを利用できましたが、自立支援法は障がいを自己責任とする立場から、サービスや公費負担医療に原則1割の定率負担を押しつけたのであります。葛城市では非課税世帯の利用料の減免などにより、その負担率は4.1%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担であります。自立支援法によって障がい者の負担増の総額は700億円、逆に国の負担は350億円の削減になっています。国の財政優先、障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。駅前駐輪場整理の委託を始め、更なる市独自の障がい者と家族、事業者に対する支援の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の問題についてであります。平成23年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。平成24年度は初めて年間ベースで値上げが実施されます。厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに750万円の負担をかけることとなります。循環型社会をつくるために、これから市民、事業者、行政が一体となって取り組もうとしているとき

に経費の節減や他市からのごみの搬入を抑制するとして事業者負担と責任を押しつけることは、これからの共同の取り組みを壊すものであり、認めることはできません。

次に、地域循環型社会形成推進事業についてであります。平成25年度の竣工に向けて、当然平成24年度の予算に計上されるべき新クリーンセンター建設に伴う進入用道路等の10筆の用地購入費や移転補償金などが計上されておられません。地方自治法第210条、総計予算主義の原則は、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと定めています。全てこれを歳入歳出に編入するとの規定の解釈は、収入予定額の全額を歳入予算に計上し、支出予定額の全額を歳出予算に計上することです。また、予算を単一の見積表により、あらゆる歳入歳出を包含せしめ、かつ調整は1年度1回を適当とすることを主義とし原則としている単一予算主義の原則にも反することであり、容認することはできません。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在有線放送の地域では、スピーカーの購入で3,990円、さらに軒下から室内への配線や設置の工事も市民負担となっています。一方、防災無線の地域では、受信機は無償貸与であります。住んでいる地域によって負担がこれほど異なることは著しく均衡を欠き、公平の原則に反するもので認めがたいものであります。早急な改善を求めます。

次に、農業振興についてであります。民主党政権が打ち出した戸別補償制度が本格実施されます。反当たり1万5,000円が補償されることになっていますが、到底生産費を賄うことにはなっておりません。平成6年には60キロ当たり2万2,000円だった米価が平成24年には1万2,000円台と40%以上も下落しています。米作農家の1時間当たりの労働報酬はわずか325円と劣悪です。米価を保障するとしての機能、生産調整の役割は破綻しています。このままでは農業者の生産意欲、後継者に託す希望を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。現在の基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業を基幹産業と位置づけて、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保障の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に集落営農など、多様な農業経営の発展を目指すべきであります。

次に、入札事務の改善についてであります。最近の建築工事等の入札において、落札率が60%台、70%台という低価格での落札が相次ぎ、品質の確保や下請労賃の切り下げなどの問題が懸念されてきたこともあって、平成23年度より、試行的に最低制限価格の設定とその事前公表が実施されたところです。ところが、入札の結果をしてみると、入札金額が最低制限価格に張りつき、くじで落札者を決めるという事態が多発し、競争性が全く働かない状況になっています。本市は焼却施設の建設、学校給食センターの建設など、大型事業がメジロ押しです。法が求めている競争性を発揮し、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりません。最低制限価格の事前公表は直ちにやめるべきであります。

次に、消防の広域化についてであります。今大規模災害に備えるとして、国や県の言いなりに住民や議会を協議の場から外して広域化を安易に進められています。これは認められな

いものであります。本市消防署の実態は、救急出動等の増加により、非番職員の非常招集が常態化するなど、職員に過重な負担がかかっています。しかし、今やるべきことは、市民の生命、財産を守るという第一の任務を全うすべく、消防職員の充足率を上げること。つまり大幅な増員あるいは機材の質の向上など、消防力の充実強化を図ることです。基準財政需要額の消防費の規模からして、財源は確保できます。東日本大震災の教訓からしても、地域のコミュニティに精通し、住民の顔が見える消防署が今こそ求められています。さらに、大規模災害等に備えて、近隣広域消防との連携協力を進め、人材、人員、機材の交流や融通、共同の訓練等に取り組むこと。地域防災計画の終始徹底と具体化を急ぐとともに、東日本大震災の教訓を活かした見直しに直ちに着手すべきであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。本事業の土地取得に係る費用の一部を計画されている大字から寄附金の名目で用地費を1,230万円徴収することが予定されています。寄附金の徴収は明確な地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止違反であり、国の補助事業の財源に寄附金を徴収することは事業の趣旨に反するものであります。認めることはできません。寄附金の徴収をやめるとともに、その根拠としている葛城市用地取得事業に係る分担金徴収条例第5条第2項のただし書き、当該事業が国または県等の補助事業に該当するときは、国または県から交付される補助金の額を除いた2分の1とするとの記載を削除、訂正されることを強く求めるものであります。

消費者相談事業の拡充、磐城第二保育所の建設、緊急雇用創出事業など、多々評価できる事業がありますが、以上の理由により、反対せざるを得ません。討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、辻村君。

辻村議員 それでは、議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

財政を取り巻く状況というのは、依然として非常に厳しいものがある中、本市の平成24年度における一般会計の予算規模は、合併以後最も大きい155億5,000万円となっております。予算規模が膨れ上がっている主な要因は、継続的に取り組まれている磐城第二保育所整備事業、国鉄・坊城線整備事業、尺土駅前周辺整備事業、地域循環型社会形成推進事業等の事業に加え、地域活性化事業、新庄幼稚園改築事業、また、学校給食センター建設にかかわる繰り出しといった新市建設計画事業が盛り込まれていることによるものでございます。

しかし、平成24年度の予算はこれらのハード事業だけでなく、市民の目線に立った予算といった面では、ごみの減量化に向けたごみステーションの実態調査、各地域の防災状況を把握するために、担当職員が各大字に出向かれて、地域の皆さんから危険箇所や避難経路、避難場所の意見を聴取しての防災マップ作成事業、また、高齢者対策として、新たに高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業、そして、子育て支援の拡充、さらに、郷土愛を育てていただく端緒としての『郷土歴史読本』の発行、観光面では、観光アドバイザー会議の運営など、いろいろな面で配慮がなされた活気ある葛城市が読み取れるこの予算を編成されたことについては、大いに好評するところでございます。

これらの事業の推進に当たりましては、市長以下、職員皆さんが一丸となられて事業の目標達成のため、全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会と協議を重ねていただき、堅実に執行していただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

8番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程されています議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算の議決につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

本予算につきましては、市民の幸せづくりのための大事な新年度予算であります。新庁建設事業予算に関しまして、本来公共事業の用地交渉においては、敷地内再築が難しいときは、敷地外再築として代替地を探す。また、その代替地は自分で探すということが基本とされています。ただ、事業の進捗を考えると、行政が代替地を探す、このことについては理解するものですが、地域循環型社会形成推進事業費での議論におきまして、その代替地を理由に用地購入費や補償費を予算書から省くとされたことにつきましては理解することができません。基本が守られていないというしかありません。

予算の原則として、地方自治法208条、会計年度独立の原則があり、また、地方自治法第210条、総計予算主義の原則におきましては、会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされています。こういった予算の趣旨からいっても疑問の残るところであります。会計年度内の経費を初めから補正でということに対しまして、当初予算をどのように考えておられるのかと考えるとき、到底認めるわけにはなりません。

また、他事業では、用地購入費や補償補てん費を計上されていますが、新クリーンセンター建設事業におきましては、工事費を計上しながら用地費等が含まれていないというのは、工事ができなくなり、工事の進捗が当初計画より大きく後退することは明らかであり、大変問題が多いと思われるところです。

本予算につきましては、福祉等につきましても重要であり、大半については認めるものですが、以上の理由により、承服しがたいものであります。

以上、討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

5番、朝岡君。

朝岡議員 議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算議決につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

昨年3月に発生した東日本大震災を端に、日本経済は再び生産能力の低下や金融不安など、危機的状況にあり、被災地の復旧、復興財源確保にあつては、国民意識の多くは最優先課題として、また、同時に起こった原発問題では、環境問題に大きな影を落とすこととなり、改めて代替エネルギーに対する分析、供用における開発、安定した電力供給など、多くの喫緊の対策が求められ、国家予算の地方配分についても、防災対策強化など、これまで以上に厳しい状況が懸念される中、地方分権一括法の制定による権限移譲に伴い、地方自治を預かる

自治体の責務はその地域住民のニーズにこたえるべく、裁量権を幅広く与え、国主導から地方主体型の行政運営を更に高めた時代を迎えることになったところでもあります。

そのような背景の中で、本市の平成24年度一般会計予算は、合併以来、新市となって8年目を迎える新市建設計画に掲げる住民サービス向上に資する多くの事業が本格的実施となり、普通建設事業費の増、義務的経費の増額等、主な要因から当初予算計上額としては過去最高の155億5,000万円となったところでもあります。多くの事業を執行するための財源となる歳入では、自主財源確保による市税収入を本年度から新たにコンビニ収納業務を開始し、収納環境の整備を図り、収納率の向上に努めることや、国の税制改革に伴うことなどから、平成23年度当初予算から見ても、増収見込みとして一定の対策が講じられており、標準財政規模、また、地域主権改革の推進における地方交付税の増額、有利な起債の発行など、財政状況を判断しながら、より計画的、効率のよい財源を求め、効果的な予算要求として評価できるものであります。

本年度における事業執行に対して財政当局は更なる国の動向に際し、状況を見きわめた判断のもと、理事者と協議し、安定した財源確保に努められるよう求めてまいりたい。また、一方、事業執行に務める各行政当局においては、先の新市建設計画に掲げる多くの事業について本格的事業の推進に向け、巨額な費用を要することから、公正で公平な競争入札に努め、事業費の効率的運用に精進な努力と対策を望むものであります。

また、地方自治法のもと、予算編成に対し、基本的理念に基づいた事業の推進を図るために計上されるべきであるが、その目的を遂行するために一定の柔軟な措置はやむを得ないものの、今後慎重に査定を心がけることを求めるものであります。住民福祉の向上や少子高齢化に伴う施策、安全で安心な暮らしを守る防災対策の強化など、継続した多くの事業については、住民ニーズにこたえた各事業であると評価できるものであります。先に述べた防災、減災対策について、自助、共助、公助のバランスを改めて認識する住民意識の向上に向けた対応に際し、これまで以上行政各位が対処できる最大限の対策を講じられることを協議願いたいところでもあります。

また、消防の広域化や学校教育現場におけるゆとり教育からの転換による学習環境の強化に対して、授業日の増加など住民の更なる理解、関係者各位には十分な対応を求めるものであります。さらには、本市における貴重な建造物や資財を観光事業に活かす対策についても本予算にも多くの施策が計上されており、評価するものであります。今後も更なる観光媒体等を活用した施策を関係者との要望など、十分な協議を重ね、推進願うものであります。

本年度山下市長においては、任期満了を迎える年であり、1期4年間の市政運営の集大成を図る年でもあります。先の12月定例会の質問に際し、今後の所見を述べられ、本予算は本格的予算を計上し、引き続き市政運営に望みたい旨の答弁を聞き及んだところですが、1期4年間で多くの事業を推進できたことは、先人の積み重ねた努力の上であり、多くの市職員の協力のもと、遂行できたことの感謝を忘れてはならない。今後も多くの市民が支持、賛同されている明るい葛城市づくりのための5カ条に基づく事務事業を推進することに全力で努めていただきたい。

本予算について、以上の見地から議決するものとし、賛成の立場の討論を終わります。
以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、中川君。

中川議員 ただいま上程されております議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算の議決につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

市長は、常日ごろから市民の皆さんの幸せづくりの応援団長という言葉をよくお使いになっておられますし、また、平成24年度市長施政方針にもこの文言が記載されております。この応援団長という言葉でございますが、その前についている言葉はさておきまして、応援団長なるものとは、皆さんもご存じのとおり、直接試合や競技をする選手やその選手に指揮命令する監督並びに指導助言等をするコーチなどではありません。文字のとおり試合や競技、または練習をする職員を応援する集団のリーダーであります。その人に試合結果の責任はないのです。また、責任を問われることはありません。そうすると、我々3万6,000人、葛城市民が住まいし、明日に向かって全速前進する葛城丸のかじ取りや航路指示を出す船長、いわゆる葛城市の市政執行責任者はだれなんでしょうかと問いたくなります。

このような疑問を持っているのは私だけではないと思います。我々議会議員は市民の代表と言われますが、市長も責任を負うことのない、耳障りのよい応援団長ではなく、3万6,000人の市民が暮らす葛城丸の船長とでもいうべき言葉を使われるべきだと思います。

そして、今回の予算編成におきましても、初めに補正ありきととれる部分が見受けられました。その事業につきましては、一般市民も多くの方が注視しておられるものでもあります。新年度予算の編成の趣旨からして、当該年度においてその事業を推進しなければならないという大事な部分については、当然当初予算に組み込んでおくべきではないでしょうか。これは、まだまだ未熟ですが私自身の地方自治に対する経験と予算編成に当たっての基本とも言われる会計年度独立の原則や総計予算主義の原則等にのっとりつつ法令規則等の解釈から来るものであります。この考えは間違っていないと思っております。

これらの理由から、平成24年度葛城市一般会計予算につきましては、その各部分においては認められるべきものも多くありますが、予算というものに対する基本的な考えから300余名の葛城市職員がその総力を挙げ、かつ数カ月という月日を要して作成された本予算に対し、苦渋の判断をもって承認しがたいものといいたします。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

7番、藤井本君。

藤井本議員 議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算に反対いたします。

理由は、平成24年度から導入されようとしております葛城市立の小中学校での夏休みを短縮し、8月26日を2学期の始業とされます学校運営規則の改正。この教育委員会が昨年1月に決定されたこのことに伴い、私自身は市当局に対し、教室の環境整備、いわゆる空調設備の必要性というもの、夏の暑さ、また熱中症などの問題を掲げ、昨年3月から求めてまいり

ました。今定例会においても、12日の一般質問において、成長過程にある生徒児童の負担を考え、冷房の設備を強く求めたところであります。私は夏休みを短縮して8月に授業を実施することと、学校設置者である市当局が空調設備を行う、環境整備を行うということは一対であるということとをずっと申し上げてまいりました。よって踏み切る直前になって、このたびそのこたえをいただけなかった以上、この件につき、反対させていただきます。

この反対理由について、私の納得できないという部分で何点かに分けてお話しさせていただきます。

1つは、ここに1枚の新聞があります。ここに「汗かく学校」という、こういう形で載っています。この「汗かく学校」というこの記事、これは昨年8月のある新聞の記事なのですが、このように載っているんです。「今冷房施設が完備された全国の小中学校では、夏休みを短縮して授業を行うところが増えてきた。」今申し上げたように、夏休みの授業は冷房がありきという中での文面のスタートとなっております。そしてここで問題になっているのが、冷房というものと、冷房対節電、いわゆる震災による節電、学校ではその板挟みになっている、こういったことが社会問題として取り上げられているわけです。これが全国的な流れではないでしょうか。

この中の載っている記事について少し触れてみたいと思います。「大阪府茨木市は今年度から市立小学校32校の普通教室にエアコンを導入した。財政は苦しくとも子どもの健康が第一と市は8億2,000万円をかけた。」こういったことが載っております。また、先ほど申し上げたように、節電との板挟みというところで、できるだけ節電しようということで、京都市の話が載っております。冷房をそういうことで控えた結果、体調不良で保健室に駆け込む子どもが増えたため、市は昨年冷房使用を制限しないよう求める申し入れ書を市教育委員会に申し入れた。こういった板挟み、冷房は大事だ、しかし、節電も今この時代大事だということについては、この新聞のとおり私も理解はしておるところでございます。

しかし、葛城市が今現在議論しているのは次元が違う問題です。こういった全国の各地域、各自治体となぜかけ離れた議論をしなければならないのかということに私は疑問を抱くばかりであります。

2つ目です。2つ目は、この夏休みを短縮したこの授業。この件について、昨年1月に葛城市教育委員による教育委員会で議論されております。その会議録についてであります。私は開示請求によりそのものを発行していただきました。その中の一文に、会議録として残っている文面にこういうものがございます。「市独自で決定はできることだ。しかし奈良県教育委員会は心配していただいている。」なぜ葛城市が県に心配してもらわなければならないのか。葛城市の教育というものがなぜ奈良県教育委員会に心配していただかなければならないようなことをするのか。私は不十分ということをここで訴えておきたい。このように考える次第でございます。

3つ目です。3つ目は、議会への教育部局からの説明です。これは、私の属しております総務文教常任委員会の協議会での説明です。奈良県と気象の似通った大阪や和歌山県でも、本市が取り組もうとしている冷房なしでの夏休みの授業というものを開始しているところが

あると説明されました。具体的には、堺市、狭山市、新宮市。これを例に挙げられました。私はそれらのまちではどのような工夫をされているのだろうか、参考にさせてもらうものがあれば。こういった期待を持ってそれら3つの自治体の教育委員会に問い合わせをいたしました。その答えというものが驚くものです。

一般質問でも同じことを申し上げたわけですが、まず、堺市は夏休みは授業を行っていない。春休みと冬休みを短縮して運営規則を変更したんだ。冷房がない以上、夏休みは無理だというお答えをいただいたところでもあります。続いて、狭山市です。狭山市の教育委員会も夏休みの授業は規則としてはやっていない。ただ、うちがやっているのは、2学期制というものに取り組んでいます。4月から1学期が始まり、10月中旬から2学期が始まる。こういうことで、1学期分の始業式の日、また、終業式の日を授業日とし、それに基づく半日授業というんですか、短縮授業なくして授業に充当しています。こういうお答えをいただいたところでもあります。以上のこの2つの市では、夏休みにやっているということで紹介を受けながら、夏休みの授業ということについては規則の中ではやっておられなかったわけでもあります。そして、新宮市。新宮市にも問い合わせをいたしました。新宮市は、数年前から扇風機を普通教室に、きちんと4台とおっしゃいましたが、4台設置して、8月後半授業を数年前から行った。しかし、検証の結果、冷房が必要と判断。昨年9月の台風で大きな被害を見舞われた。死亡、行方不明で14人、大変な被害に遭いましたということを担当者、新宮市の方はおっしゃっていました。しかし、それでも、大事なものは、必要なものなんだということで、そんな中中学校に9月に冷房を設置し、続いて小学校もつけたいんだ。しかし予算の関係はあるとおっしゃっていましたが、引き続きつけていく。このように申されていました。私と話をさせてもらった担当の方は、暑い教室でじっとしているということに無理がありますよとアドバイスを受けたところでもあります。

この前の一般質問でも同じことを申し上げましたが、議会の中の委員会に対し説明を受けたこの3つの市、私は一般質問でも言いましたが、堺市、狭山市、新宮市、この3つのSのまち全てが間違った報告として私たちになされたわけでございます。言語道断の話であって、私自身信じられないというふうに考えております。

今月9日から3月定例会が始まり、その間、中学校、小学校、幼稚園等で卒業式が行われ、いずれも出席してまいりました。子どもたちを見ていると、成長期での体への負担ということについて、私自身ずっと考えていました。やはり奈良県、近隣府県も含め、私が調査いたしました各自治体が冷房なしでは無理ですよという判断をされているのは、私はそのとおりだと今も思っています。

ここで、葛城市学校運営規則の変更について振り返ってみたいと思います。だれかの関与があったのか、なかったのか、このことは確認は困難ですが、教育委員会部局でまずどなたかがこの原案を作成し、それを市内小中学校で審議されました。そして、その後、教育委員会の会議で承認、決定されたという説明をいただきました。葛城市教育委員会の決定事項は、もちろん私も受け入れているわけですが、しかし、何遍も申し上げますが、同時に教室の環境整備が不可欠であるというふうに判断しております。この間ずっとこういったことを考え

てまいりました。私は今このように考えています。先ほど総務文教常任委員会での説明を受けた際、具体的に例に挙げられた堺、狭山、新宮、この3つのSのつくまち、なぜこのようなまちの紹介をされたのか。この間違いについて私は非常に理解するのに苦しみました。こういうことがあっていいのだろうか。ここに何があるのだろうか。それがようやく自分の中で解けてきたような気がします。要するに解明できたような気がしてまいりました。3つのまち、S、S、Sと来るわけですが、狭山市というのは、町の間は狭山でしたけれども、市制を敷かれたときに、大阪狭山市になっています。だから、私はこの3つのSではなく、中に大阪狭山市があるSOSだということに気づきました。だれがどういう形で出されたサインが知らないけれども、このSOS、これではなかったら、全くのうそです。私はうそを信じるといふよりも、このSOSをしっかりと受けとめ、引き続き学習に集中できる教室の快適な環境整備を要望してまいります。

以上、討論とします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

10番、溝口君。

溝口議員 ただいま上程されております議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算の議決について、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度は前年度比5.2%アップの155億5,000万円。非常に高額な予算編成となっております。これら予算委員会を通じて検証してまいりましたが、評価するものとして、市民福祉の向上に対して、これらインフラ整備に15%アップということで、建設投資的経費を計上されております。これらは弱者に対する市の役割、子育て支援、幼児学童への医療支援、障害者支援、生活困窮者支援、子ども若者支援、高齢者支援と多岐にわたったものであります。また、市民の安全、安心確保に対して、防災マップの改定に向けた地域ごとの調査を行うとのことであり、また、学校施設の着実な安全対策、耐震事業に向けて執行を継続されております。そして、暴力団排除に向けた啓発活動にも力を入れようとされております。また、農商工の保護、育成及び観光事業発展に対しては、農業振興地域整備計画作成や商工振興助成及び補助を行い、観光アドバイザー会議等を設置し、また、文化、歴史に貢献しております竹内街道の1400年に向けた事業を考えられております。さらには、雇用創出のための緊急雇用創出事業に大きな力を注いでおります。そして、教育振興に対してもきめ細かな対応をしており、これら評価するものであります。

しかしながら、何点か意見、要望を述べさせていただきます。1つは、これまで私が申し出ております新市建設計画の着実な推進を実行していただくために、尺土駅前広場の整備事業、新クリーンセンター建設事業、磐城第二保育所建替え事業、JR・坊城線高架拡張事業、新道の駅新設事業、さらには、昨年度から議会で議論を重ね、今回平成24年度の新事業として新市建設計画に織り込んだ給食センター統合建設事業、新庄小学校附属幼稚園建替え事業等、これらを着実に実行していただくために、合併特例債執行期間の延長に向けた国への自治体からの要望に力を注いでいただきたい。また、交付金、補助金の確実な獲得に努力していただきたい。そして、推進機構の改正を期待しておるものであります。

次に、予算委員会の意見等を真摯に受けとめていただきたい。1つは、事業未執行による繰り越しの処置が出ないように努めていただきたいと思います。そして、分担金、受益者負担のあり方の再検討をお願いしたい。さらには、新道の駅事業の運営母体の早期な形態の表明と着実な運営手法を示していただきたい。そして、教育委員会等での決定事項に対する明確な手続を構築していただきたい。さらには、新市建設計画の完遂後の葛城市の新ビジョン策定に向けて着手していただきたいと思います。

これらは、2つの施設の今後の取扱いの方針を決めるなど、また、尺土駅前整備に伴う、その周辺の発展のための諸施策、例えばアクセス道路、都市計画の見直し、開発等について議論を進めていっていただきたいと思います。さらには、これらを着実に遂行するためには、人材育成、人材活用。少なくとも職員は更なる努力をされ、着実に新市建設計画が遂行できますよう、努力を期待するものであります。

終わりに、今進めている事業をとめることはできません。後戻りもできません。山下市政の起承転結の結の年の一般会計と認識しております。新市建設計画8年目、起承転結の起の行動を起こし、着実に事業に着手していることに大きな評価をするものであり、出おくれを取り戻すための行動をしてまいられたことを評価するものであり、それを完遂する決意を施政方針でも示されました。これら一般会計を計上されたと認識しております。今年市長選挙があり、概算予算ではなく、本格予算としての計上に意気込みを感じるものであります。

こういった点から、意見、要望を述べながらも、賛成の討論にさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

6番、西井君。

西井議員 ただいま上程されております議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場に立って討論させていただきます。

財政を取り巻く状況は依然として非常に厳しいものではあります。合併特例債を有利に活用した本格的な事業予算が計上され、平成24年度における一般会計予算の155億5,000万円となったわけでございます。合併以来8年目を迎える中で、継続事業として取り組まれている尺土駅前広場整備事業、新クリーンセンター建設事業、磐城第二保育所整備事業、国鉄・坊城線整備事業などの事業に加えて、地域活性化事業、新庄幼稚園改築事業、学校給食センター建設にかかわる繰り出しといった新市建設計画事業などの予算が盛り込まれていることによるものであります。

これらの事業はもとより、ソフト事業を始めとする諸事業にかかわります総予算について、葛城市民が待ち望んでいる事業であることには間違いございません。1日も早い完成が見られますよう要望し、また、予算委員会などでさまざまな意見を参考にして予算の執行をお願いするとともに、来年度予算にも皆さん方の意見を参考にすることを希望いたしまして、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第20号の平成24年度国民健康保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,000万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは中小商工業者や農業者の経営を圧迫し、地域経済の回復の取り組みを困難にしています。とりわけ年金生活者や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、安心して病院にかかれない状況を広げました。

平成23年9月の国保加入世帯5,744世帯の所得の調べでは、所得200万円未満の世帯が4,488世帯、加入世帯の4分の3を超える78.13%となっています。その内訳を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,693世帯で、29.47%、所得50万円未満の世帯が712世帯で12.4%、所得100万円未満の世帯が681世帯で11.86%、所得150万円未満の世帯が805世帯で14.01%となっています。さらに所得ゼロの1,693世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が794世帯と46.9%も占めています。加入世帯の実に13.82%、10世帯に1世帯以上の世帯が収入ゼロという状況です。

国保は加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になっています。ところが、国保税は収入がゼロでも、少なくとも、均等割や平等割、資産割が課税されます。所得割も基礎控除だけだという旧但書方式で課税され、個人市民税や固定資産税など、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。払いたくても払えない。支払い能力を超える国保税に市民は悲鳴を上げています。現在、滞納世帯は992世帯、加入世帯の18.21%に上り、昨年より248世帯、4.4ポイントも増えています。

今国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は57世帯。さらに、市役所で保管されている保険証は145世帯もあり、そのうち納付相談中が96件、居所不明が49件となっています。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は加入者に早急に届ける手立てをとるべきであります。

この間、従来の応益割の7割、5割の軽減に、新たに2割軽減を採用する法定減免の拡充や平成18年度から平成22年度の5年間で国保税の消滅時効や滞納処分執行停止による不納欠損処分を1億5,781万円実施してまいりました。このことによって4億円を超えていた滞納繰越額を2億1,688万円まで減らしてまいりました。しかし、現年課税分の収納率が低迷

する中で、毎年6,000万円を超える収入未済額が新に出てまいりますので、根本的な解決にはなりません。厳しい地域経済、まともな仕事に就けない雇用環境の中で、払いたくても払えない収入がゼロの世帯や低所得の世帯に対して、市が定めている新制減免制度を整備拡充し、払える国保税に改善して滞納をもとから抑えることが重要であります。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができるとの減免規定を定め、第23条第2号では、当該中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者。さらに第3号の、前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者に減免の対象を定めています。今こそこの減免の適用基準となる葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直し、拡充することが求められています。

減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号では、当該の年度において、所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認める者と規定しています。ところが具体的な減免の対象の割合を定めた第3条には、これに準ずると認める者については同条の第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減または免除の割合を規定する項目に記載がないのであります。さらに、第5号の、前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者については、納税義務者が刑務所等、その他これに準ずる施設に収容されている者について、全額免除するとの記載があるだけであります。

取扱基準の減免の割合、第3条第3号を見直し、減免の範囲、第2条第3号に明記しているこれに準ずると認める者については、例えば前年より所得が50%以上減少した場合、あるいは生保基準の1.3倍とするなど、具体的な適用範囲を明示し、拡充すること。また、減免の割合、第3条第5号のその特別の事情がある者についても見直しを行い、児童扶養手当支給世帯や心身障害者世帯等を対象とする適用範囲の拡充を求めます。国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できるものであります。

葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成22年度が26万9,812円と県下で38番目、平成21年度では、25万8,468円と県下で一番低い医療費でした。市民、被保険者の皆さんの健康や医療に対する高い関心や協力、健康推進委員を始めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が何とか支えられているのであります。

ところが、市町村国保は市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を医療費の45%から給付費の50%に改定したことによって、医療費の38.5%に大幅に削減され、その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁したことが最大の原因であります。国保の総収入に占める国庫負担金は、昭和55年当時は55%程度ありました。ところが、平成19年度には25%になっています。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たさせることを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再

構築すべきだと考えます。

一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、発行を抑えるなど、評価できるものでありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

8番、吉村君。

吉村議員 議第20号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康保健増進に大きく貢献してきました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若年者の減少、非正規雇用の増加による収入の低下など、構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、厳しい運営状況が続いています。

平成24年度当初予算は、歳出では全体の約68%を占める保険給付費や医療費に関連した後期高齢者支援金、介護納付金などの支出が増加し、それらの財源として歳入では全体の約19%を占める国民健康保険税は前年度とほぼ同額の収入を見込み、国、県の一定割合の負担金、補助金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金等、一定のルールに沿った財源を充当した上で、収支の不足額を法定外の一般会計繰入金の補てんにより補うという、例年厳しい予算編成となっています。

このような状況の中で、新たな保健事業として、節目年齢の被保険者に対して特定健診の無料クーポン券の交付、また、夜間健診を試みるなど、受診率の向上を図られたりと、従来の取り組みに加えて、保健事業を積極的に推進し、被保険者の健康の保持増進に努めることとされています。

このような取り組みにより、医療費の適正化、国民健康保険の財政運営、事業の円滑な運営につなげていこうと勘案し、編成された予算であると考えます。国民健康保険制度は被保険者である住民にとって必要不可欠な制度であり、必要なときに必要な医療を安心して受けることができる安定的で持続可能な制度運営を行うため、今後とも引き続き医療費適正化等の取り組みにより、歳出の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上を図り、歳入の確保に努められるなど、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時15分

再 開 午後4時25分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、本日の会議時間は議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

日程第19、議第21号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 議第21号の平成24年度介護保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度の介護保険特別会計の予算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の初年度の予算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は基準月額4,100円とされ、第4期介護保険事業計画の保険料が引き継がれています。介護給付費準備基金積立金9,450万円の取り崩しと財政安定化基金1,847万円の取り崩しによる交付金の繰り入れによって据え置かれたことや、低所得者への負担を軽減する保険料所得段階の見直しについては一定評価できるものであります。

ところが、被保険者に還元されるべき給付費準備基金積立金を6,410万円、積立金総額の40%も残す計画であります。介護保険の財政運営は、計画期間における保険料で賄うことを原則として、不足する場合は財政安定化基金からの交付や貸し付け等を受けて運営すべきとされています。積み立てられた基金は第5期計画に歳入として被保険者に還元されるべきものであり、容認できません。保険料の負担は物価スライドによる年金額の引き下げなど、年金収入が減少している中で、高齢者の生活に大きな不安を与えています。第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は年金から有無も言わず天引きされ、それ以下の被保険者の普通徴収されています。普通徴収の保険料の収納率は、平成20年度が86%、平成21年度が85.8%、平成22年度が85.3%と毎年下がり、毎年600万円程度の収入未済額が発生しています。平成20年度から3年間で合計3,862万円不納欠損処分をしましたが、滞納繰越額は1,465万円も残っています。毎年低下する収納率、滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、保険料の引き下げを行うべきであります。

第4期事業計画における介護サービス等給付費の計画値に対する実績見込みの比率を見ますと、居宅サービス給付費が98.89%、そのうち訪問介護が72.4%、通所介護、デイサービスですが、92.3%、短期入所生活介護、ショートステイですが、86.7%などとなってい

ます。施設介護サービスの実績比率は103.1%、その内訳は待機者が170人にも達している特別養護老人ホームが99.1%、老人保健施設は100.7%、6年後には廃止されようとしている療養型医療施設が143.1%の実績となっています。

特別養護老人ホームの施設の定員が満杯で入所できない状況、老人保健施設もベッド数が不足しており、受け入れ先がなく退院できない介護難民が増えています。介護施設の整備が抑制される中で、施設サービスが利用できない状況になっています。その上に、平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食事や介護施設等の居住費を対象から外して、全額を利用者負担としました。同時に、デイサービスやショートステイの利用料も引き上げられ、大幅な値上げが押しつけられてまいりました。この結果、施設の1カ月の利用料は15万円、16万円にも跳ね上がり、入りたくても入れない、こんな状況が広がっています。

ところが、第5期介護保険計画には介護が必要になっても、できる限り住みなれた地域で人生が送れるよう、夜間、緊急時の対応など、地域ケア体制を整備していくことが求められる、このように書いていますが、具体的なサービス事業が見当たりません。施設サービスについても、重度者に対し、より重点的なサービス提供を行っていくことになる、平成26年度の目標の達成に向けた整備を行っていきます、このように書かれていますが、これを支援、具体化するサービス基盤づくりの市町村整備計画がありません。予算委員会では、100%計画はありませんとの答弁でありました。これでは家族の介護に頼らざるを得ないのではありませんか。170人の待機者や介護難民の解消どころか、増加する一方であります。民間事業者任せのサービス基盤の整備は認められません。夜間対応型訪問介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスなど、新たなサービス基盤整備に着手し、保険者としての責任を果たすことを強く求めます。

ニーズ調査では、約6割の方から経済的に苦しいとの回答が寄せられています。高齢者の負担はもう限界です。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。保険料や利用料を軽減する市独自の減免制度を創設し、その財源に介護給付費準備基金積立金6,410万円を活用するなど、被保険者に還元すべきであります。国による特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や軽度の人々の居宅介護サービスの切り捨ては施設介護サービスの利用を抑制し、居宅介護サービスの利用の低迷を招いています。これまで国が盛んに言ってきた、家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことをみずから証明しているのではないのでしょうか。

我が国の高齢社会へのテンポは平成27年には高齢者のひとり暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から、平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が急がれているということでもあります。この国の対応を待っては間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

5番、朝岡君。

朝岡議員 議第21号、平成24年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

近年、本市においても高齢者率が20%を超え、高齢者の方々を取り巻く環境も大きく変化してきており、大変厳しい状況であることは間違いないところであります。今回策定された第5期介護保険事業計画では、一般の制度改正への対応や高齢者の皆さんが住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、介護予防事業及び支援の取り組みに強化を図られているものであります。このたびの介護報酬の改定、介護給付の増加など、保険料の上昇の要因とされている中、1,847万3,000円の財政安定化基金交付金の充当、本年度4,209万4,000円の介護給付費準備基金からの取り崩しなど、保険料上昇の抑制に努められ、標準月額4,100円の保険料を据え置き、第3段階の細分化による8段階から9段階への細分化で低所得層への配慮など、高齢者の負担増を抑制した内容については評価をするものであります。

介護保険の基本理念である、介護保険の目的は、加齢によって生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態になった人々が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことであり、介護保険給付の内容及び水準は被保険者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないとされています。

この理念に基づいて、本市の要介護認定者数の推移から見ても、高齢者に対する相談支援体制は地域包括支援センターがその中心となり、介護保険法に伴う効率的な介護サービスへの理解、看護と介護を組み合わせた地域密着型の24時間随時対応のできる環境整備の促進など、高齢者を取り巻く環境づくりに一層努力をいただいて、さらには必要な人に必要な支援サービスの体制ができる体制づくり、地域包括ケアシステムの構築による更なる拡充を図っていただいて、介護保険の適正な運営の期待を求めるものであります。

今後におかれましては、第5期介護保険事業計画の施策が推進できるよう努めていただき、本市の高齢者福祉対策を着実に推進いただくことを求めるものであります。

以上の意見を申し添えて、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第22号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第22号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第22号は原案のとおり可決されました。
日程第21、議第23号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第23号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第23号は原案のとおり可決されました。
日程第22、議第24号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第24号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第24号は原案のとおり可決されました。
日程第23、議第25号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第25号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第25号は原案のとおり可決されました。
日程第24、議第26号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第26号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第26号は原案のとおり可決されました。
日程第25、議第27号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
18番、白石君。

白石議員 議第27号の平成24年度後期高齢者医療保険特別会計の予算の議決について、反対の立場
から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者はこれまで加入して
いた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以
上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は年齢による命の差別その
ものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものであります。

本年は2年ごとの保険料の改定によって所得割が7.7%から0.4%引き上げられ8.1%に、
均等割は4万800円から3,400円引き上げられ4万4,200円となりました。値上げ額は5,752円、
9%増の大幅な負担増となります。平均年間保険料は6万9,961円にもなります。4月から
物価スライドの実施により、年金額が引き下げられます。高齢者の暮らしに追い打ちをかけ
る保険料の引き上げは到底認めることはできません。

さらに、保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口比率が増加
するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を
押しつける医療制度は認めがたいものであります。後期高齢者医療制度は保険料が払えず、
1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が
発行される仕組みが法定されています。これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象と
して、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが
老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのです。
これでは無年金や低年金など、収入のない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格
証交付制度は直ちに廃止すべきであります。普通徴収保険料の滞納者は85人と、前年より19
人も増えています。6カ月以上の滞納者等に発行している6カ月の短期保険証は、平成21年

には7件だったものが19件と2.7倍にもなっています。払いたくても払えない高齢者が増えています。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるように支援すべきであります。

後期高齢者医療制度のねらいは医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐え難い負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

中止、撤回を求めて討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、中川君。

中川議員 議第27号の平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計の予算の議決につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療保険制度も制度開始以来5年目となります。これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、この制度の定着を目的としたさまざまな改革、改善が行われてきたところであります。この制度を円滑に運営していくため、保険料率は医療給付等に要する費用の見込額に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように設定されることになっています。

平成24年度予算につきましては、この保険料の見直しにより、歳入におきましては保険料、保険基盤安定繰入金が増額、歳出におきましては保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっております。この保険料率の設定に当たっては、剰余金の充当、財政安定化基金の取り崩し、県補助金の充当などの措置により、保険料率をできる限り低く抑えることに努められ、保険料の軽減措置もこれまでと同様、継続されることとなっています。

後期高齢者医療広域連合においても、保険事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされております。高齢化社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度になるため、今後の財政運営のことを十分勘案し、予算編成されたものであると考えるものであります。

また、現在国において新たな高齢者医療制度についても検討されております。今後の国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合を連携し、より一層安心な医療制度の構築に向け、努力されることを望み、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、発議第1号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を議第といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第1号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成18年4月に施行された障害者自立支援法については、新たに導入された応益負担制度を初め、さまざまな問題点が指摘されてきました。その後、政府は障害者自立支援法訴訟の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わしました。

そして、国連で採択された障害者権利条約の批准に向けた取り組みとあわせ、これらの問題の解決に向けて、障がい者制度改革推進会議が内閣府に設置され、ここでの検討を踏まえ、平成23年7月には障害者基本法が改正され、8月には推進会議の総合福祉部会において、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が取りまとめられました。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者みずからが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の提言に沿って、障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要があります。

よって、国におかれては、以下の事項を十分に配慮した上で、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させ、施行するよう強く要望いたします。

1、障害者総合福祉法（仮称）制度に当たり、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を最大限尊重し、反映させること。

2、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源について配慮すること。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。

議員の皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28、発議第2号、「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第2号、「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、うつ病や認知症などの精神疾患患者数は300万人を超え、急速に増加しています。また、自殺と精神疾患とのかかわりや児童期のこころの健康問題も指摘されるなど、こころの健康と精神疾患の問題はまさに国民だれにでも起こり得る重大な問題となっています。

一方、こころの健康と精神疾患対策に関しては、一般医療との格差の是正、地域医療・チーム医療の推進、地域生活を支える保健福祉サービスの基盤整備、職場・学校におけるメンタルヘルスの充実など、今後推進すべき課題が山積状態にあります。

このような中で、平成23年7月には、厚生労働省の社会保障審議会医療部会において、都道府県が5年ごとに策定する医療計画に記載する疾病に、新たに精神疾患を追加することが決定し、都道府県医療計画に精神医療の機能分担や地域連携体制が必須事項として書き込まれることとなったところです。このようなことも契機となり、現在精神保健医療福祉の総合的、包括的な推進とともに、これらの施策に関する速やかな強化、充実が全国的な運動として求められているところです。

よって、国におかれては、こころの健康と精神疾患対策に関する基本理念や施策推進の基本となる事項を定める「こころの健康基本法（仮称）」を早期に制定されますよう強く要望いたします。

以上、簡単ですが、提案理由の説明といたします。

議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、発議第2号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、日程第29、発議第3号、父子家庭支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。
本案につき、提案者の説明を求めます。
8番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第3号、父子家庭支援策の拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

近年、父子家庭が増えており、その多くが母子家庭同様、経済的な不安定さや子育て等について、さまざまな課題を抱えています。しかし、父子家庭と母子家庭では行政による支援の内容に大きな差があります。児童福祉手当法改正により、平成22年8月1日から母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりましたが、就労支援や技能修得支援、福祉貸付金、自立支援給付金などの公的支援制度の多くが母子家庭を対象としている一方で、父子家庭では受けられません。

よって、政府におかれては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、以下の事項について、速やかに実施されるよう強く要望いたします。

1、遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても、子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

2、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡充すること。

以上、簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。

議員の皆様方のご賛同を得ますようよろしくお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30、発議第4号、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、藤井本君。

藤井本議員 ただいま上程を賜りました発議第4号、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年の通常国会で、国が地方自治体の仕事をさまざまな基準で細かく縛る義務付け、枠付けの見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権一括法が成立しました。

一方、地方自治体においては、徹底した行財政改革を進めていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないことから、厳しい財政運営を強いられており、地方自治体への財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実、強化が急務となっています。

よって、政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、以下の事項について速やかに実施されるよう強く要望いたします。

1、政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実に行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など、臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。

2、都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、政府は移譲の時期、具体的な財源措置など、必要な事項について地方側に十分な状況提供を行うこと。

3、厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制なども含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されるこ

とから、広域連合の設立手続の簡素化などを含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。

4、地方の自主性、裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の義務付け、枠付けの見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、国と地方の協議の場等において、地方との十分な協議を行うこと。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。

議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方におかれましては、9日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段の協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして、本定例会を閉会するわけでございますが、この平成24年度は新市建設

計画の主要事業がメジロ押しとなっている非常に重要な年であると考えます。各執行機関におかれましては、そのことを十分理解していただき、議員各位から会期中に出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、平成24年度葛城市政の執行に当たられるよう要望し、私の閉会のあいさつとさせていただきます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月9日に開会されました平成24年第1回葛城市議会定例会が本日全日程を終えさせていただきました、閉会の運びとなりました。

その間、提案をさせていただきました条例の制定及び改正、また、平成24年度予算などの全議案、慎重審議の上、いずれも原案どおりご可決をいただきましたことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

しかし、中には、さまざまな見地から苦言を呈していただくことが多々ございました。皆様のご意見を議場で伺いながら、私は自分の未熟さを改めて感じたわけでございます。苦言を呈さざるを得なくなった皆様の心情を思うとき、賛同いただいた皆様はもとより、市民のためにさまざまな見地から苦言を呈していただいた、あえてそういうお話をいただいたということに対しまして、自分の至らなさ、また未熟さというものに思い至り、あえて皆様方に感謝の気持ちを述べるものでございます。

これからは皆様方からいただいた言葉をしっかりと受けとめながら、市民の多くの方々から信頼いただける市長として大きく成長していける、こういう機会をいただいたんだというふうに受けとめ、努力してまいりたいというふうに思っております。

私が施政方針でも述べましたように、本年度、平成24年度は市政運営の総仕上げの年度でございます。今後の葛城市の発展を考えていく上で、重要な年度であると承知をしておりますし、市民の皆様からぬくもりを感じていただける行政、より満足度の高い市政運営の更なる実現に向け、全身全霊、精一杯努力をしてみたい所存でございますし、まだまだ皆様方に届かない言葉、思い、これをしっかりと伝えていく努力をしてみたいというふうに考えております。

また、本定例会におきまして、議員の皆様方からちょうだいいたしましたご意見、ご指摘等につきましては、今後の市政運営に十分に留意をし、新年度を迎えるに当たり、心新たに市政の執行に努めてまいりたい所存でございますので、なお一層のご支援とご指導を議員の皆様方をお願い申し上げますとともに、本日は、こちらの議場におります4名が今議会で最後となります。また、それ以外にも2名の者が退職させていただくわけでございますが、長年議員の皆様方からご指導いただいていたことに対しまして、本人に成りかわりまして、私のほうから御礼を申し上げますとともに、また、4月からは新たな者が部長として、また、新たな職として仕事をさせていただきます。未熟なところ多々あるとは思いますが、よろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。私からの閉会のあいさつにかえさせていただきます。

長時間、本当にありがとうございました。

西川議長 以上で、平成24回第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

閉 会 午後5時14分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

署 名 議 員 朝 岡 佐一郎

署 名 議 員 川 西 茂 一